

目次

規 則

- 山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....(障害福祉課)...870

告 示

- 有害図書類の指定.....(女性青少年政策室)...同
- 生活保護法による指定医療機関の指定.....(健康福祉企画課)...871
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....(同)...872
- 生活保護法による指定施術機関の指定.....(同)...同
- 生活保護法による指定介護機関の指定.....(同)...同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....(同)...873
- 指定居宅サービス事業者の指定.....(村山総合支庁福祉課)...同
- 指定居宅介護支援事業者の指定.....(同)...同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更.....(同)...同
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....(同)...874
- 山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程.....(農政企画課)...同
- 県営土地改良事業計画の決定.....(村山総合支庁農村計画課)...同
- 県営土地改良事業計画の変更.....(同)...875
- 土地改良区の定款変更の認可.....(庄内総合支庁農村計画課)...同
- 土地改良事業施行の適当の決定.....(同)...同
- 道路の区域の変更.....(置賜総合支庁建設総務課)...876
- 県道の供用の開始.....(同)...同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....(都市計画課)...同
- 都市計画事業の変更の認可.....(同)...同

選挙管理委員会関係

告 示

- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正.....877

人事委員会関係

告 示

- 平成17年度山形県職員採用中級試験の実施.....同
- 平成17年度山形県職員採用初級試験の実施.....879

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出.....(商業経済交流課)...881
- 大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見.....(同)...882
- 一般競争入札の公告.....(都市計画課)...同
- 同.....(病院事業局)...883

規 則

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 8 月 5 日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第64号

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和55年4月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 6 号中

「教示 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に審査請求することができる。」を

「教示 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に審査請求することができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に限り、山形県を被告として提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年に改める。を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であれば、提起することができます。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第686号

山形県青少年保護条例（昭和54年 3 月県条例第13号）第 8 条第 1 項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成17年 8 月 5 日

山形県知事 齋 藤 弘

（図 書）

指定番号	題 名	図書コード等	発 行 所 等	指 定 の 理 由
8324	コミックアムール 8月号	03801 - 08	(株) サ ン 出 版	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8325	危険な愛体験Special 8月号	02893 - 8	サ ニ ー 出 版 (株)	
8326	YoungLoveComic aya アヤ 8月号	18815 - 08	(株) 宙 出 版	
8327	教えて・Teacher	52121 - 31	(株) フ ロ ム 出 版	
8328	miniパラ VOL. 10	11816 - 8/5	(株) 竹 書 房	
8329	秘女の事件簿ベストコレクション欲しがる女編	50523 - 21	(株) 芳 文 社	
8330	ウォー B 組 8月号	11803 - 08	(株) マガジンマガジン	
8331	Comicカクテル パラダイス 8月号	03873 - 08	平 和 出 版 (株)	

8332	本当にいたよ!!こんなにやさしいお姉さん 8月号	07538 - 08	(株)ダイアプレス
8333	レディースコミック・タブー 8月号	19673 - 08	三 和 出 版 (株)
8334	レディース・コミック微熱 8月号	09663 - 8	セ ブ ン 新 社
8335	愛の体験スペシャルデラックス 8月14日増刊号ソコが読みたい!!官能童話	11586 - 8/14	(株) 竹 書 房
8336	コミックマノン 8月号	13773 - 08	(株)マガジンマガジン

《参考》青少年保護条例第 8 条第 2 項第 1 号並びに第 2 号の規定（包括基準）に該当する有害図書類（図 書）

番号	題 名	図書コード等	発 行 所 等
1	もっとやさしくてね!! 4月号増刊 vol.05	18804 - 4	(株)Max CORPORATION
2	超淫乱スクール 4月号	不 明	(有)セントラル出版

（録画テープ等）

番号	題 名	区 分	発 行 所 等
1	名古屋熟女恥態	D V D	(有)ジャネス
2	欲情痴女淫行	D V D	バリーズ
3	みなみの穴[藍山みなみ]	D V D	(有)隼エージェンシー

山形県告示第687号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成17年 8 月 5 日

山形県知事 齋 藤 弘

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指定年月日
あかねヶ丘あきば小児科医院	山形市あかねヶ丘二丁目10番54号	平成17. 6. 1
有限会社ひまわり調剤薬局	長井市あら町 6 番49号	同 6. 2
竹 田 歯 科 医 院	山形市花楸二丁目 1 番40号	同 6.22
高 橋 眼 科 ク リ ニ ッ ク	天童市楸ノ町土地区画整理事業18街区 5 画地	同 7. 1
おおたきこどもクリニック	酒田市東泉町五丁目 8 番 2 号	同
ヤマザワ薬局元木店	山形市元木三丁目 3 番 2 号	同

優 歯 科 ク リ ニ ッ ク	天童市久野本五丁目 1 番 8 号	同	7. 6
や ま も と 眼 科 ク リ ニ ッ ク	山形市元木三丁目 3 番 7 号	同	7. 7

山形県告示第688号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の 2 の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年 8 月 5 日

山形県知事 齋 藤 弘

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
石 黒 医 院	鶴岡市錦町15番地 1	平成17. 5.31
医療法人社団松柏会訪問看護 ステーションコスモス	山形市上町四丁目 6 番12号	同 6. 7

山形県告示第689号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成17年 8 月 5 日

山形県知事 齋 藤 弘

指 定 施 術 機 関 の 名 称	指 定 施 術 機 関 の 所 在 地	指定年月日
健 心 整 骨 院	山形市荒楯町二丁目 8 番32号	平成17. 7.11

山形県告示第690号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の 2 第 1 項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成17年 8 月 5 日

山形県知事 齋 藤 弘

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービスセンター馬見ヶ崎	通 所 介 護	山形市松町一丁目17番23号	平成17. 7. 1
グループホーム馬見ヶ崎	認知症対応型共同生活介護	同	同
やすらぎ福祉センター	通 所 介 護	最上郡真室川町大字平岡1658番地 2	同
ケアセンターとこしえ相森	通 所 介 護	東置賜郡高畠町大字相森字村南630番地 1	同
株式会社コムスン酒田南ケアセンター	訪 問 介 護	酒田市松原南20番地 1	同
指定居宅介護支援事業所 青い鳥	居 宅 介 護 支 援	山形市小立二丁目 4 番24号グリーンハイツ A 7 - 103号	同 7. 7

特定非営利活動法人エンジェ ル・ハート 「訪問介護サービス事業所」	訪 問 介 護 同	南原町三丁目 8 番12号	同 7.12
---	-----------	---------------	--------

山形県告示第691号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年 8 月 5 日

山形県知事 齋 藤 弘

指定介護機関の名称	施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
株式会社コムスン酒田ケアセ ンター	居 宅 介 護 支 援 訪 問 介 護	酒田市相生町二丁目 2 番10号	平成12.12.31
医療法人社団松柏会訪問看護 ステーションコスモス	訪 問 看 護	山形市上町四丁目 6 番12号	平成17. 6. 7

山形県告示第692号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成17年 8 月 5 日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの 種類	指定年月日
有限会社テンジン 山形市松波五丁目 1 番 9 号	憩いの家 のんびりや 山形市松波五丁目 1 番 9 号	通 所 介 護	平成17. 7.14

山形県告示第693号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年 8 月 5 日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人徳洲会 大阪府大東市深野三丁目 1 番 1 号	山形徳洲会介護センター 山形市清住町二丁目 3 番51号	平成17. 7.21

山形県告示第694号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成17年 8 月 5 日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者 の名称及び所在地	居宅サービ スの種類	事業所の名称及び所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
有限会社はーと&はーと ケアセンター 山形市鳥居ヶ丘14番 2 号	訪 問 介 護	はーと&はーと訪問介護事業所		平成17. 6.25
		山形市鳥居ヶ丘14番 2 号	山形市南栄町二丁目 8 番 11号	

医療法人社団松柏会 山形市桜町 4 番10号	訪 問 看 護	至誠堂老人訪問看護ステーション	至誠堂訪問サービスセンターコスモス	同	6.10
		山形市桜町 4 番10号			
有限会社はーと＆はーと ケアセンター 山形市鳥居ヶ丘14番 2 号	訪 問 看 護	はーと＆はーと訪問看護事業所		同	6.25
		山形市鳥居ヶ丘14番 2 号	山形市南栄町二丁目 8 番11号		

山形県告示第695号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成17年 8 月 5 日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅介護支援事業者 の名称及び所在地	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
有限会社はーと&はーと ケアセンター 山形市鳥居ヶ丘14番 2 号	はーと&はーと居宅介護支援事業所		平成17. 6.25
	山形市鳥居ヶ丘14番 2 号	山形市南栄町二丁目 8 番11号	

山形県告示第696号

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年 8 月 5 日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程(昭和48年10月県告示第1467号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「年利率1.15パーセント」を「年利率1.05パーセント」に改め、同条第2号イ(イ)中「年利率1.30パーセント」を「年利率1.20パーセント」に改め、同号イ(ロ)中「年利率1.45パーセント」を「年利率1.35パーセント」に改め、同号ロ(イ)中「年利率1.30パーセント」を「年利率1.20パーセント」に改め、同号ロ(ロ)中「年利率1.55パーセント」を「年利率1.45パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- 改正後の第2条の規定は、平成17年5月25日以後に貸し付けられた資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

山形県告示第697号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営大沢地区土地改良(農地防災事業(ため池等整備事業))事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年 8 月 5 日

山形県知事 齋 藤 弘

- 縦覧に供する書類の名称
県営大沢地区土地改良(農地防災事業(ため池等整備事業))事業計画書の写し
- 縦覧に供する場所
村山市役所

東根市役所

3 縦覧に供する期間

平成17年 8 月19日から同年 9 月16日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第698号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により定めた県営添津地区土地改良（県営土地改良総合整備）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年 8 月 5 日

山形県知事 齋 藤 弘

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良（宮下地区 経営体育成基盤整備事業）事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

村山市役所

3 縦覧に供する期間

平成17年 8 月19日から同年 9 月16日まで

4 そ の 他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第699号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年 8 月 5 日

山形県知事 齋 藤 弘

1 土地改良区の名称

袖浦土地改良区

2 事務所の所在地

酒田市大字坂野辺新田字地続山973番地の 4

3 認可年月日

平成17年 7 月26日

山形県告示第700号

庄内赤川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1 項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成17年 7 月27日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年 8 月 5 日

山形県知事 齋 藤 弘

1 縦覧に供する書類の名称

(1) 新規土地改良事業計画書の写し（谷定地区）

(2) 庄内赤川土地改良区定款の写し

2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

3 縦覧に供する期間

平成17年 8 月10日から同年 9 月 7 日まで

4 そ の 他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第701号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成17年 8 月 5 日から同年 8 月18日まで縦覧に供する。

平成17年 8 月 5 日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 関根刈安線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
米沢市万世町刈安字平栗山貳24433番 3 から 同 24432番 1 まで	旧	21.2 メートル 16.7	110 メートル
同 上	新	42.6 メートル 16.7	同 上

山形県告示第702号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成17年 8 月 5 日から同年 8 月18日まで縦覧に供する。

平成17年 8 月 5 日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 関根刈安線
- 2 供用開始の区間 米沢市万世町刈安字平栗山貳24433番 3 から
同 24432番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 8 月 5 日

山形県告示第703号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成17年 8 月 5 日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画下水道
 - (2) 名 称 山形市公共下水道
- 2 縦覧の場所
土木部都市計画課

山形県告示第704号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成17年 8 月 5 日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 施行者の名称
村 山 市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 村山都市計画下水道事業
 - (2) 名 称 村山市公共下水道

3 変更内容

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 変更なし

4 事業施行期間

昭和53年 3 月20日から平成23年 3 月31日まで

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第111号

平成 7 年 3 月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成17年 8 月 5 日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

「東田川郡余目町 町民交流館
" 余目町文化創造館
" 余目町農村環境改善センター を「東田川郡藤島町 藤島町町民体育館」に改める。
" 藤島町 藤島町町民体育館 」

人事委員会関係

告 示

山形県人事委員会告示第 5 号

平成17年度山形県職員採用中級試験を次のとおり実施する。

平成17年 8 月 5 日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 古 澤 茂 堂

1 試験の名称

平成17年度山形県職員採用中級試験

2 試験区分及び採用予定人員

保育士 若干名

3 試験の程度

短期大学卒業程度

4 対象となる職

試 験 区 分	対 象 と な る 職
保 育 士	医療職給料表(2) 1 級の職

5 給 与

この試験に合格し採用された者は、「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受け、その場合の給料は、原則として次表のとおりであり、このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

試 験 区 分	適 用 給 料 表	給 料
保 育 士	医療職給料表(2)	1 級 4 号 給

6 受験資格

昭和53年 4 月 2 日から昭和61年 4 月 1 日までに生まれた者で、かつ、次表の右欄の資格要件を満たす者。ただし、地方公務員法第16条の規定に該当する者は、受験できない。

試 験 区 分	資 格 要 件
保 育 士	保母の資格を有する者又は保育士の資格を有する者若しくは平成18年 3 月31日までに当該資格を取得する見込みの者

7 第 1 次試験

(1) 試験種目

教養試験（多枝選択式）及び専門試験（多枝選択式）
専門試験の出題分野は別表のとおりとする。

(2) 試験の実施日

平成17年 9 月25日(日)

(3) 試験地

山形市

(4) 第 1 次試験合格者発表

平成17年10月 6 日(木) 予定) に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には書面で通知する。

8 第 2 次試験

(1) 試験種目

作文試験及び人物試験

(2) 試験の実施日(予定)

平成17年10月21日(金)並びに11月 1 日(火)、11月 2 日(水)及び11月 4 日(金)のうち指定する 1 日

(3) 試験地

山形市

9 最終合格者発表(予定)

平成17年11月下旬に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には書面で通知する。

10 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者はそれぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

11 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

なお、郵便で受験申込書の請求を行う場合は、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形 2 号) を必ず同封すること。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、80円切手をはったあて先明記の受験票送付用封筒(長形 3 号封筒) を添付し、山形県人事委員会事務局(山形市松波二丁目 8 番 1 号 郵便番号990-8570) に郵送するか又は直接持参すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に「○○受験」(○○は試験区分名。) と朱書するとともに、配達記録郵便又は簡易書留等の確実な方法によること。

(3) 受験申込期間

平成17年 8 月15日(月)から 9 月 2 日(金)まで（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前 8 時30分から午後 5 時まで。）

なお、郵送による申込みは、平成17年 9 月 2 日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、山形県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験に関する問合せを郵便で行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒（長形 3 号封筒）を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別 表

専門試験（多枝選択式）出題分野

試 験 区 分	出 題 分 野
保 育 士	社会福祉、児童福祉（養護原理を含む。）発達心理（精神保健を含む。）保育原理、保育内容、保健衛生

山形県人事委員会告示第 6 号

平成17年度山形県職員採用初級試験を次のとおり実施する。

平成17年 8 月 5 日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 古 澤 茂 堂

1 試験の名称

平成17年度山形県職員採用初級試験

2 試験区分及び採用予定人員

行政 約 5 名、警察行政 若干名、土木 若干名、農業土木 若干名

3 試験の程度

高等学校卒業程度

4 対象となる職

行政職給料表の職務の級 1 級の職又はこれに相当する職

5 給 与

この試験に合格し採用された者は、「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受け、その場合の給料は、原則として行政職給料表 1 級 3 号給であり、このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

なお、公営企業の管理者が定める職に採用された場合もこれとほぼ同額の給料及び諸手当が支給される。

6 受験資格

昭和59年 4 月 2 日から昭和63年 4 月 1 日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は受験できない。

学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成18年 3 月31日までに卒業見込みの者

人事委員会が に掲げる者と同等の資格があると認める者

日本の国籍を有しない者

地方公務員法第16条の規定に該当する者

7 第 1 次試験

(1) 試験種目

教養試験（多枝選択式）専門試験（多枝選択式）及び適性試験。ただし、専門試験は土木、農業土木について、適性試験は行政、警察行政について実施する。

専門試験の出題分野は別表のとおりとする。

(2) 試験の実施日

平成17年 9 月25日(日)

(3) 試験地

山形市、米沢市、新庄市、三川町

(4) 第 1 次試験合格者発表

平成17年10月 6 日(木)(予定)に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には書面で通知する。

8 第 2 次試験

(1) 試験種目

作文試験及び人物試験

(2) 試験の実施日（予定）

平成17年10月21日(金)並びに11月 1 日(火)、11月 2 日(水)及び11月 4 日(金)のうち指定する 1 日

(3) 試験地

山形市、三川町

9 最終合格者発表（予定）

平成17年11月下旬に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

10 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者はそれぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

11 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

なお、受験申込書の請求を郵便で行う場合は、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形 2 号)を必ず同封すること。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、80円切手をはったあて先明記の受験票送付用封筒(長形 3 号封筒)を添付し、山形県人事委員会事務局(山形市松波二丁目 8 番 1 号 郵便番号990 - 8570)に郵送するか又は直接持参すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に「○○受験」(○○は試験区分名。)と朱書するとともに、配達記録郵便又は簡易書留等の確実な方法によること。

(3) 受験申込期間

平成17年 8 月15日(月)から 9 月 2 日(金)まで(持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前 8 時30分から午後 5 時まで。)

なお、郵送による申込みは、平成17年 9 月 2 日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、山形県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験に関する問合せを郵便で行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒(長形 3 号封筒)を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別 表

専門試験（多枝選択式）出題分野

試 験 区 分		出 題 分 野
土	木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（応用力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
農 業 土 木		農業土木設計、測量、農業土木施工、農業に関する基礎（環境科学基礎、農業情報処理等）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに酒田市役所において平成17年12月5日まで縦覧に供する。

平成17年 8 月 5 日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
野川食肉食品センター酒田店
酒田市大宮町二丁目8番地の5外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社野川食肉食品センター 天童市老野森三丁目3番1号
代表取締役 野川 勝弘
山木 雄三 秋田県能代市大町7番3号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社野川食肉食品センター 天童市老野森三丁目3番1号
代表取締役 野川 勝弘
糸川 喬 酒田市こあら一丁目1番20号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成18年3月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,486平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 137台
 - (2) 駐輪場の収容台数 40台
 - (3) 荷さばき施設の面積 278.1平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 47.3立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
イ 株式会社野川食肉食品センター 午前9時から午後7時まで
ロ 糸川 喬 終日営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 終日
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 終日
- 8 届出年月日
平成17年7月22日
- 9 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年12月5日までに知事に提出することができる。
 - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により鶴岡市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成17年 9 月 5 日まで縦覧に供する。

平成17年 8 月 5 日

山形県知事 齋 藤 弘

1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤマザワ鶴岡宝田店

鶴岡市宝田二丁目10番50外

2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日

平成17年 3 月25日

3 意見の概要

駐車場からの出入りにおいて、一般車両の通行に支障がないよう配慮すること。

また、店舗南西側は住居専用地域であることから、騒音等の周辺住民への影響について、来店者に看板等で注意を促すとともに、従業員及び搬入業者に指導を行うなどの十分な配慮をすること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成17年 8 月 5 日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件

場 所	日 時	入 札 に 付 す る 物 件
山形市松波二丁目 8 番 1 号 山形県庁 2 階 入札室	平成17年 9 月13日(火) 午後 1 時30分	山形市大字松原字原1841番40 雑種地 2,570.79平方メートル 用途地域等 市街化調整区域及び農業振興地域の農用地
山形市松波二丁目 8 番 1 号 山形県庁 2 階 入札室	平成17年 9 月13日(火) 午後 2 時	山形市大字松原字原1841番41 雑種地 1,958.44平方メートル 用途地域等 市街化調整区域及び農業振興地域の農用地

2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項に規定する者

(2) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、その事実があった後 2 年を経過しない者

3 契約条項を示す場所

土木部都市計画課

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札見積価格の100分の 5 以上

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効である。

6 その他

(1) 説明会の場所及び日時

イ 場所 山形市松波二丁目 8 番 1 号 山形県庁 2 階入札室

ロ 日時 平成17年 8 月30日(火)午後 3 時

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、土木部都市計画課（電話023(630)3130）に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、デジタル乳房X線撮影装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年 8 月 5 日

山形県立中央病院長 齋 藤 幹 郎

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形県山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 3 階会議室 2

(2) 日 時 平成17年 9 月16日(金) 午前11時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 デジタル乳房X線撮影装置 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成17年12月27日(火)

(4) 納入場所 山形県立中央病院

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札者に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成17年1月18日付け山形県公報第1611号)により公示された資格を有すること。

(2) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

(4) 9の(1)により提出された製作仕様書により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形県山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院医事経営課用度係 電話番号023(685)2623

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、製作仕様書その他必要な書類(以下「製作仕様書等」という。)を平成17年9月6日(火)午後3時まで提出すること。

この場合において、製作仕様書等を提出した者は、開札日の前日までに製作仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Digital Mammography Unit: 1
- (2) Time-Limit for tender: 11:00A.M. September 16,2005
- (3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL023-685-2623